

議案第49号 専決処分事項報告について (交野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

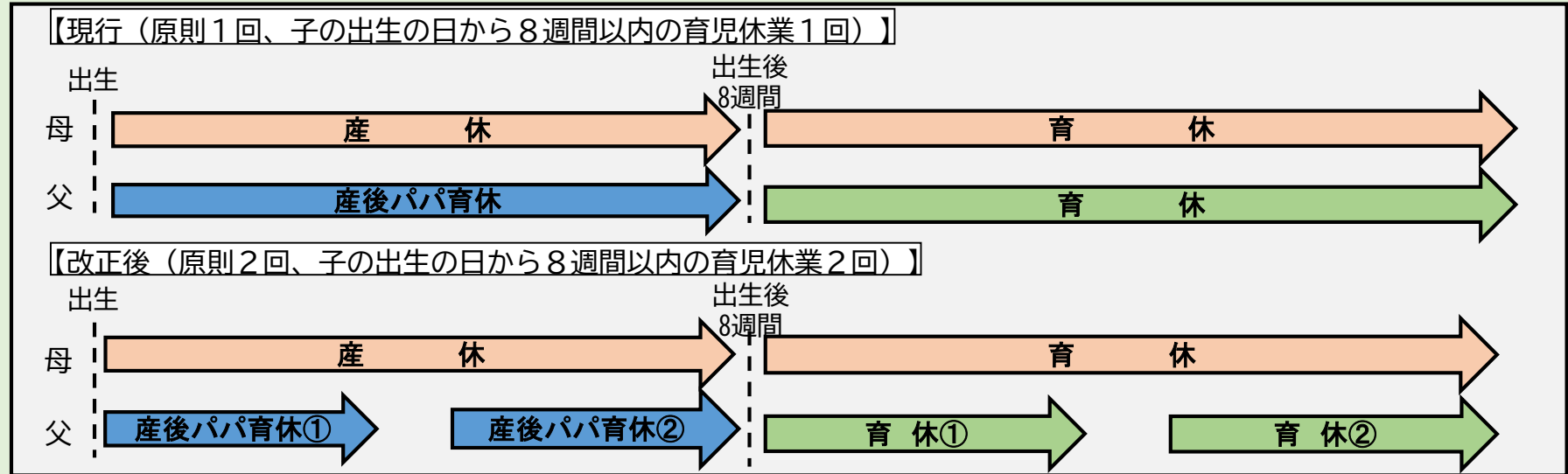
1. 条例改正の目的

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等の施行にあたって必要な措置を講ずるため、条例改正を行ったもの（施行期日：令和4年10月1日）

2. 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正内容

(1) 育児休業の取得回数を原則2回まで取得可能とする（現行：原則1回まで）。

(2) (1)に加えて、子の出生後8週間以内の育休（産後パパ育休）を2回まで取得可能とする（現行：1回まで）。



3. 条例改正の主な内容

(1) 育児休業の取得回数制限の緩和に伴う規定整備（第3条関係）

現行、「特別の事情」がある場合、再度の育児休業を取得することができる。今回の育児休業法の改正により、原則2回まで育児休業を取得できるようになることから、「特別の事情」の1つである、育児休業計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除

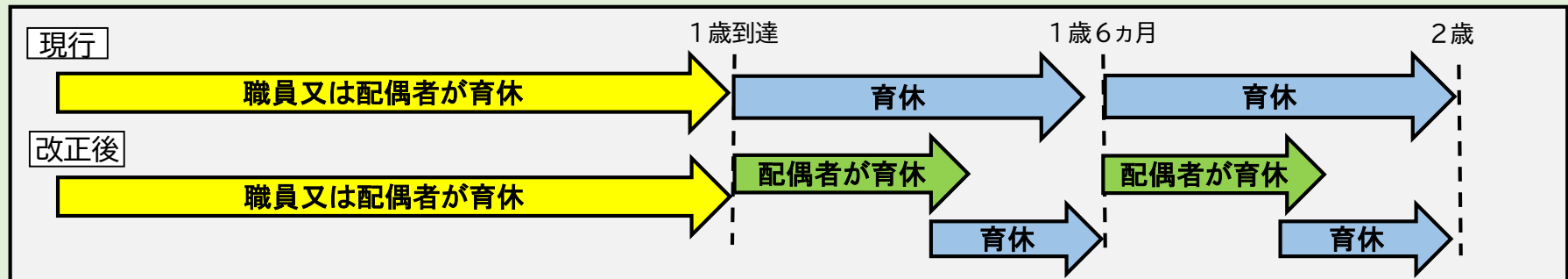
(2) 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

① 子の出生後8週間以内の育児休業（産後パパ育休）の取得要件の緩和（第2条関係）

改正後要件	現行要件
子の出生から概ね8ヵ月(57日+6ヵ月)を経過する日までに任期が満了しないこと。	子の出生から1歳6ヵ月に達する日までに、任期が満了しないこと。

② 子が1歳以降の育児休業の取得要件の緩和（第2条の3関係）

改正後要件	現行要件
夫婦交代で取得する場合は、開始時点を1歳または1歳6ヵ月に限定しない。	取得開始時点が1歳または1歳6ヵ月に限定されている。



4. 関連Webサイト：<https://www.jinji.go.jp/iken/moushide.html>

【人事院HP】国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出

別記様式第 3 号（第 8 条関係）

【議会基本条例第 1 0 条第 1 項関係】

政策等情報の説明資料

令和 4 年 1 0 月定例会

議案の 件 名	議案第 4 9 号 専決処分事項報告について（交野市職員の育児 休業等に関する条例の一部を改正する条例）	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の実施等の ため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるもの		地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴う条例改正であるため、多 くの自治体が同様の制度改正を行うことが予想される。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業の取得回数 の制限緩和等に関し、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに 伴い、所要の改正が必要となった。		職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援をより一層充実させることにより、 職員が安心して職務に精励することのできる勤務環境の整備に資することがで きる。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、当該改正のうち、育児休 業の取得回数制限の緩和等が令和 4 年 1 0 月 1 日施行とされたことに伴い、同年 6 月 2 1 日、総務省から技術的助言として条例改正案等が大阪府を通じ示され、 同年 9 月 1 日に、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定による専決処分として、本 市の交野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定した。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要 3 つ）		5 働くことと、家族や人生などとのバランスを大 切にしている			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
		策定年度					
〈市民参加の状況〉		計画期間					
有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）							
		〈政策等の実施時期〉		令和 4 年 1 0 月 1 日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		総務部	人事課	有 ・ 無 新旧対照表等			

新	旧
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> (ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日と</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4</u> <u>の規定に該当する場合にあつては、2歳</u>に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日</u>

新	旧
<u>された日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> <u>（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> （育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 （1）・（2） （略） （3） 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、</u>	<u>後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u> <u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> （育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 （1）・（2） （略） （3） 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が</u>

新	旧
<u>業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（<u>当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）</u>において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（<u>当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）</u>において地方等育児休業をしている場合 ロ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u> （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）	ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（<u>当該非常勤職員がする</u>）育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（<u>当該配偶者がする</u>）<u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）</u>において地方等育児休業をしている場合 イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

新	旧
第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ <u>次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。</u> <u>（1） 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> <u>（2） （略）</u> <u>（3） （略）</u> <u>（4） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u>	第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号</u> _____ _____ _____ _____ _____とする。 <u>（1） （略）</u> <u>（2） （略）</u>

新	旧
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) (略) (5) (略) (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条____の規定に該当すること。 (7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの____が、当該任期を____更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の____日を育児休業の期間の初日とする育児休業をし	<u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> <u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。 <u>(6) (略)</u> <u>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</u> <u>(8) その任期_____の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期_____の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をし</u>

新	旧
ようとする事。 <u>（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</u> <u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u>	ようとする事。